

学生の成績評価に関するガイドライン

(1) 趣旨

本ガイドラインは、専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程（以下「規程」という。）第 31 条の定めに基づき、成績評価の実施に必要な事項を定めるものである。

(2) 成績評価のありかたについての基本方針

学生の成績評価を行うにあたっては、試験の成績その他の資料から合理的に判断し、適正・公平に行うものとする。

(3) ガイドライン

①成績の評価方法（規程第 3 条関係）

1) 教員は、授業を行う学期の開始にあたって、当該授業の成績の評価方法について、下記のいずれかを定めるものとする。なお、いずれの評価についても、授業への出席を加点評価してはならない。

ア総合評価－定期試験（追試験及び再試験を含む。）にその他の成績（臨時試験、臨時レポート及び平常の学習状況等）、あるいは授業への参加態度などを加え総合的に判断

イ試験評価－定期試験（追試験及び再試験を含む。）で評価

ウ平常評価－平常の学習状況などで評価

2) 教員は、シラバスにおいて授業の開始後速やかに、上記のいずれの評価によるものと定めたかについて、学生に告知するものとする。なお、その場合には「総合的评价」の方法（例えば、課題 3 割、発表 2 割、試験 5 割）も含めて明確にすること。

②総合評価の得点の割合

1) 総合評価を行うにあたっては、定期試験とその他の成績、授業への参加態度の得点の割合をあらかじめ定めるものとする。

2) 教員は、シラバスにおいて授業の開始後速やかに、上記の割合を学生に告知するものとする。

③成績評価の基準

1) 合格（SABC・G）、不合格（F）の判定は、以下の要領により絶対評価とする。

（1）総合評価による科目にあつては、授業の履修登録をし、期末試験受験資格にかかる出席要件を満たし、且つ期末試験を受験した者であつて、総合成績が当該科目の合格基準を満たした者、（2）試験評価による科目にあつては、授業の履修登録をし、且つ期末試験を受験した者であつて、試験成績が当該科目の合格基準を満たした者、（3）平常評価による科目にあつては、平常成績が当該科目の合格基準を満たした者を合格者とする。

なお、担当教員は、科目の合格基準の指針をシラバスに記載するとともに、成績評価後速

やかに具体的成績評価基準を学生に開示するものとする。

2) 合格者について、さらに、SABC の成績評価をする場合は、原則として相対評価とし、以下の基準による。

イ S 評価（特に優れた学修成果を示している）とは、当該科目において抜群の学修成果を示しているものをいう。その人数は、合格者の 10%を超えてはならない。S 評価は特に厳格にし、合格者の上位 10%以内に入る者であっても、「抜群の学修成果を示している」といえない場合には、S 評価は行わない。

ただし、合格者が 9 名以下の科目にあつては、当該科目において抜群の学修成果を示しているものがある場合には、上記の規定にかかわらず、1 名に限って S 評価を行うことができる。最上位の成績をおさめた者であっても、「抜群の学修成果を示している」といえない場合には、S 評価は行わない。

ロ A 評価（優れた学修成果を示している）とは、当該科目において優秀な学習成果を示していると認められるものをいう。A 評価以上の人数は、S 評価の者を含めて合格者の 30%を超えてはならない。

ただし、合格者が 3 名以下の科目にあつては、当該科目において優秀な学修成果を示していると認められるものがある場合には、上記の規定にかかわらず、1 名に限って A 評価を行うことができる。なお、上記イ但書に基づき、S 評価を行った場合、ロ但書に基づき、重ねて A 評価を行うことはできない。

ハ B 評価（良好な学修成果を示している）とは、当該科目において、上記イロには該当しないが、良好な学修成果を示していると認められるものをいう。B 評価の人数は、概ね合格者の 20%～50%程度とする。ただし、合格者の人数が 5 名に満たない場合には、この限りでない。

ニ C 評価（標準的な学修成果を示している）とは、当該科目の到達目標を一応満たしてはいるが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要するものをいう。C 評価の人数は、概ね合格者の 30%～60%程度とする。ただし、合格者の人数が 5 名に満たない場合には、この限りでない。